

千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業

概要	農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける農業者に給付金を交付する。
交付対象者	生産性向上に取り組む農業者 ・ 個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている場合が対象 ・ 直近決算における生産資材費【注釈】が20万円以上の農業者に限る
給付額	直近の決算書類に計上されている「生産資材費【注釈】」の一割
申請期間	令和5年8月30日（水曜日）から令和6年1月31日（水曜日）まで
申込方法	専用Webサイト（千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業特設サイト）を確認し、 ・ 郵送 ・ オンライン のいずれかの方法で申請
問い合わせ先	千葉県農業用生産資材支援事務局 電話：0120-985-124
【注釈】	生産資材費は、「種苗費」「農具日」「農薬衛生費」「諸材料費」を指す。